

令和元年5月9日

## 企業経営セミナー「入管法改正・解説&対策セミナー」の開催について

トモニホールディングスグループの香川銀行（頭取 本田 典孝）及びお取引先企業で構成する異業種交流組織「香川ニュービジネスクラブ」は、定例のセミナーを下記のとおり開催いたします。

入管法改正は、昨年閣議決定され、今年4月から施行されています。これまで認められていなかった単純労働分野での外国人就労が可能となり、外国人労働者の受け入れ拡大が見込まれています。

本セミナーでは、行政書士・社会保険労務士でJILA（日本イミグレーション協会）監事・入管手続研究会会員の滝多津子氏を講師にお招きし、外国人に関する労務管理実務について、法令の改正や取扱いの変更に関する情報を交えながら分かりやすく解説していただきます。

外国人雇用を検討されている経営者・人事採用担当の方は、ぜひご参加ください。

今後とも当行では、セミナーによる情報提供などを通じ、お取引先企業の多様な経営課題について支援を行ってまいります。

### 記

1. 開催日時・場所	2019年5月22日（水） 午後2時～午後4時（受付開始1時30分～） 香川銀行洗心会館2階研修室 高松市西内町2-27 （駐車場はありません）
2. テーマ・講師	「入管法改正・解説&対策セミナー」 ～深刻な人手不足を背景に外国人単純労働が解禁へ！～ 行政書士・社会保険労務士 JILA（日本イミグレーション協会）監事・入管手続研究会会員 滝 多津子（たき・たつこ）氏
3. 定員	50名（先着とさせていただきます。）
4. 参加費用	無料
5. お問い合わせ先	香川銀行営業店統括部 電話 087-812-5153 FAX 087-861-3504

以上

# ～深刻な人手不足を背景に外国人単純労働が解禁へ！～ **入管法改正・解説&対策セミナー**

【趣旨】 深刻な労働力不足を背景に、2019年4月から新たな外国人労働のルールがスタートします。この改正法案においては、これまで一貫して認められていなかった外国人のいわゆる『単純労働』への就労が解禁され、外国人雇用の法制度は大きな転換点を迎えることとなります。

また、外国人に関する労務管理実務について近年の法令の改正や取扱いの変更に関する情報を交えながら解説を行います。

- 【詳細】
- ◎ 外国人雇用の原則
  - ◎ 法改正の概要 新たな在留資格『特定技能』
  - ◎ 解禁になる職種
  - ◎ 技能実習生はどうなる？
  - ◎ その他
- \* 外国人に不法就労させ、又はあつせんした場合「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」に処されるおそれがあります。

今後の制度進捗状況により  
内容については、一部変更  
になる可能性があります。

【対象者】 外国人雇用を検討されている経営者、人事採用担当の方

【講師紹介】 行政書士・社会保険労務士  
JILIA(日本イミグレーション協会)監事・入管手続研究会会員  
**滝 多津子(たき・たつこ) 氏**

【開催日時】 2019年5月22日(水) 午後2時～午後4時(受付開始1時30分～)

【会場】 香川銀行洗心会館2階研修室(高松市西内町2-27)  
※駐車場はございません。 ※お申込みの方には地図をお送りします。

【参加費用】 無料

【申込方法】 下記申込用紙をFAXにて事務局あてにお送り下さい。

香川銀行営業店統括部・KNBC事務局 道越行 FAX:087-861-3504

## 『企業経営セミナー(5月)』参加申込書

企業名			
参加者名	お役職名( )		
ご住所	〒 -		
TEL		お取引店	支店